

平成21年第5回砂川市議会臨時会

平成21年11月30日（月曜日）第1号

○議事日程

- 開会宣告
開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名
議事日程報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 3号 砂川市職員諸給与条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 1号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 閉会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名
尾崎 静夫議員
一ノ瀬弘昭議員
議事日程報告
- 日程第 2 会期の決定
自 11月30日
至 11月30日 1日間
- 日程第 3 議案第 3号 砂川市職員諸給与条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 1号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○出席議員（14名）

| | |
|----------|----------|
| 議長 北谷文夫君 | 副議長 東英男君 |
| 議員 矢野裕司君 | 議員 武田圭介君 |

増田吉章君
中江清美君
一ノ瀬弘昭君
土田政己君
小黒弘君

飯澤明彦君
吉浦やす子君
尾崎静夫君
辻勲君
沢田広志君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

| | |
|-------------|------|
| 砂川市長 | 菊谷勝利 |
| 砂川市教育委員会委員長 | 柴田良一 |
| 砂川市監査委員 | 奥山昭 |

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

| | |
|----------------|------|
| 副市長 | 小原幸二 |
| 市立病院長 | 小熊豊 |
| 総務部長 兼会計管理者 | 善岡雅文 |
| 市民部長 | 井上克也 |
| 経済部長 | 栗井久司 |
| 建設部長 | 西野孝行 |
| 建設部技監 | 金田芳一 |
| 市立病院事務局長 | 小俣憲治 |
| 市立病院事務局審議監 | 佐藤進 |
| 市立病院事務局技監 | 中村俊夫 |
| 総務課長 | 古木信繁 |
| 広報広聴課長 | 湯浅克己 |

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

| | |
|------|-------|
| 教育長 | 四反田孝治 |
| 教育次長 | 森下敏彦 |

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

| | |
|---------|------|
| 監査事務局局長 | 中出利明 |
|---------|------|

5. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

| | |
|-------|-------|
| 事務局局長 | 角丸誠一 |
| 事務局次長 | 加茂谷和夫 |

庶務係長 佐々木 純 人
議事係長 石川 早 苗

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長 北谷文夫君 おはようございます。ただいまから平成21年第5回砂川市議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長 北谷文夫君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 北谷文夫君 日程第1、会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、尾崎静夫議員及び一ノ瀬弘昭議員を指名します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 北谷文夫君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今臨時会の会期は、11月30日の1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は1日間と決定いたしました。

◎日程第3 議案第3号 砂川市職員諸給与条例等の一部を改正する条例の制定
について

議案第1号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第2号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 北谷文夫君 日程第3、議案第3号 砂川市職員諸給与条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 善岡雅文君（登壇） 議案第3号 砂川市職員諸給与条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

改正の理由は、国家公務員の給与改定等に準じ、本市職員の給料月額及び期末手当等を改定するため、砂川市職員諸給与条例等の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げますので、15ページをお開きいただきたいと存じます。左が現行、右が改正後となっております。

第1条は、砂川市職員諸給与条例の一部改正で、第33条は12月に支給する期末手当の支給の額について、100分の160とあるのは100分の10引き下げ100分の150とするものであります。

第36条は、勤勉手当の支給の額について、現行支給額100分の75を6月に支給する場合にあっては100分の75、12月に支給する場合には100分の5引き下げ100分の70とするものであります。

附則第8項は、平成18年に行った砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例附則第5項の規定による給料の切りかえに伴う現給保障の適用を受けている職員の平成21年12月以降の給料月額を同項の適用後の給料月額に100分の99.76を乗じて得た額とするものであります。

別表の第2、第2の2、第4及び第5の給料表の改正であります。5ページから13ページが改正後の給料表となっております。職員に対する影響は、行政給料表で平均0.18%、545円の引き下げ、行政職別表で平均0.2%、577円の引き下げ、医療職(二)表で平均0.13%、347円の引き下げ、医療職(三)表で平均0.13%、356円の引き下げとなり、砂川市平均では0.15%、390円の引き下げになっております。

なお、医療職(一)表につきましては、改正は行っておりません。

第2条は、砂川市職員諸給与条例の一部改正で、第7条は給与の減額について、給与の減額対象の除外項目として新たに制度化される時間外代休時間を加えるものであります。

第22条第2項は、時間外勤務手当について正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1カ月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して勤務時間1時間につき勤務時間1時間当たりの給与額の100分の150を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給することとし、またその勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の175を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給するものであります。

第3項は、第2項の規定により時間外勤務手当の額が加算される場合において時間外代休時間が指定され、実際に時間外代休時間を取得したときは第2項の加算額を支給しないこととする規定であります。

第33条第1項は、6月に支給する期末手当の支給の額について、100分の140とあるのは100分の15引き下げ100分の125とするものであり、第2項は再任用職員の6月に支給する期末手当の支給の額について100分の75とあるのは100分の1

0引き下げ100分の65とするものであります。

第36条第1項は、勤勉手当の支給の額について、第1条で改正した6月支給分の100分の75、12月支給分100分の70を6月支給分について100分の5を引き下げ、6月支給分、12月支給分についてそれぞれ100分の70とするものであります。

第2項は、再任用職員の12月に支給する勤勉手当の支給の額について、100分の40とあるのは100分の5を引き下げ100分の35とするものであります。

第39条の2は、住宅所有者に係る住宅手当の月額について、9,000円とあるのは1,000円引き下げ8,000円とするものであります。

第3条は、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正で、第8条の2は国に準じ新たに時間外代休時間を制度化するものであり、任命権者は砂川市職員諸給与条例第22条第2項の規定により、1カ月に60時間を超えて時間外勤務を行い、時間外勤務手当を加算して支給すべき職員に対しては、当該時間外勤務手当の加算分の支給にかえて第3条第2項、第4条、または第5条の規定による勤務時間が割り振られた日の全部、または一部を時間外代休時間として指定することができることとし、同条第2項は第1項の規定により時間外代休時間を指定された職員は、当該時間外代休時間には特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間において勤務することを要しないこととするものであります。

第10条は、休日の代休日について、勤務日等について第8条の2第1項で定義したことからこれを削除し、休日に勤務を命じた場合の代休日には、時間外代休時間として指定された時間を指定することができないこととするものであります。

第16条は条文整理であり、砂川市職員諸給与条例第8条の2第1項で引用したことから、この条に定める条例名を略称に改めるものであります。

次に、附則第1項は施行期日であり、この条例中第1条及び次項の規定は平成21年12月1日から、第2条及び第3条の規定は平成22年4月1日から施行するものであります。

第2項は、平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置で、いわゆる4月に遡及適用することから、その分を12月手当で調整する条項であります。第1条の規定による改正後の砂川市職員諸給与条例第33条第1項及び第4項、または第40条第1項から第3項まで、第6項及び第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額から第1号及び第2号に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とするもので、この場合において調整額が基準額以上となるときは期末手当は支給しないこととするものであります。

第1号は、平成21年4月1日、または同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日において次ページの表に定める給料表に該当する職員及び医療職給料表(一)表の適用を受ける職員を除き、減額改定対象職員

となるものの受けるべき給料、管理職手当、扶養手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に同月から施行日の属する月の前月までの月数に乗じて得た額とするものであります。この場合において同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、または減額改定対象職員以外の職員であった期間の月数は、その月数を減じるものとするものであります。

第2号は、平成21年6月1日において減額改定対象職員へ同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額とするものであります。

なお、給料表の詳細につきましては、23ページから附属説明資料ナンバー2として現行給料と改定後給料の比較表を添付いたしておりますし、51ページの附属説明資料ナンバー3では会計別、級別の改定状況調べを添付しておりますので、ご高覧をいただきたいと存じます。

続きまして、議案第1号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、本市議会議員の期末手当を改定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げますので、3ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正で、12月に支給する期末手当の支給の額について、在職6カ月の100分の235とあるのは100分の15引き下げ100分の220と、在職3カ月以上6カ月未満の100分の118とあるのは100分の8引き下げ100分の110と、在職3カ月未満の100分の61とあるのは100分の4引き下げ100分の57とするものであります。

第2条は、砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正で、6月に支給する期末手当の支給の額について、在職6カ月の100分の215とあるのは100分の20引き下げ100分の195と、在職3カ月以上6カ月未満の100分の108とあるのは100分の10引き下げ100分の98と、在職3カ月未満の100分の56とあるのは100分の5引き下げ100分の51とするものであります。

附則として、この条例中第1条の規定は平成21年12月1日から、第2条の規定は平成22年4月1日から施行するものであります。

続きまして、議案第2号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、市長、副市長の期末手当を改定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げますので、3ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正で、12月に支給する期末手当の支給の額について、100分の235とあるのは100分の15を引き下げ100分の220とするものであります。

第2条は、砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正で、6月に支給する期末手当の支給の額について、100分の215とあるのは100分の20引き下げ100分の195とするものであります。

附則として、この条例中第1条の規定は平成21年12月1日から、第2条の規定は平成22年4月1日から施行するものであります。

なお、教育委員会教育長の期末手当につきましては、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例第4条において本条例第4条の規定を準用するものと規定されているところであります。

以上、よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長 北谷文夫君 以上で各議案の提案説明を終わります。

これより各議案に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

土田政己議員。

○土田政己議員（登壇） ただいま上程されております議案第1号から第3号までであります。特に議案第3号について総括質疑をさせていただきます。

初めに、先ほど提案説明にありましたように今回の提案は人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じておられますので、改めて人事院の今回の人事院勧告についてお尋ねをいたします。ご承知のとおり、人事院は内閣のもとで国家公務員の採用、配置、給与、退職などの人事を持つ行政事務を担当する行政機関であり、人事院規則という形で行政立法を行う権限を持っていると言われております。人事院勧告というのは、国家公務員には団体交渉権、争議権が認められていないため、それにかわる労働条件の改善を決定方式して法律で定めるものであり、人事院が国家公務員の労働条件の改善を内閣と国会に勧告することをいい、内閣から完全に独立していなければならないとされております。したがって、私たちもこれまで人事院勧告の完全実施を強く求めてきたところであります。ところが、今回の人事院勧告は、前自民党、公明党政権が総人件費抑制政策のもとで人事院に政治的圧力がかけられた中で出された勧告ということでもあります。これは、現総務大臣も認めております。この点についてどのようにご判断されているかまず伺います。

新政権のもとで本来であればこれにきちっと検証をすることが必要であるわけでありませけれども、まともな検討もせずにそのまま完全実施しなければならない、実施しなければならない状況にあるため、これまで人事院勧告の完全実施を地方自治体に押しつける事務次官通知を出していましたが、今回はこの通知を撤回し、見直すことを総務大臣は表明し、地方のことは地方が決めるのが基本であると言っていますが、そのように理解してよ

いかどうか伺いたいと思います。

次に、したがって今回の議案第3号の市職員の給与月額及び期末手当の改定は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準ずる必要はなく、地域の経済情勢や職員の数なども考慮して市独自で考えればよいことではないかと思いますが、市長の見解を伺います。特に今消費の低迷で景気は一層悪化し、地域の経済が崩壊寸前の状況にあるとき、これは地域経済に及ぼすものが非常に大きいと考えますが、地域の経済に及ぼす影響についてどのようにお考えになっているか伺いたします。道内の自治体でも地域の経済の状況や職員の努力に報いたいとして削減しなかったところも出ております。市職員の給与及び期末手当の削減は見送り、できるだけ市内で買い物していただいて消費活動を活発にし、地域経済の回復、活性化に少しでも役立つような市長の市政運営と発想の転換が必要だと思えますが、今回の人事院勧告の状況を踏まえて、市長の見解をお伺いして、総括質疑とさせていただきます。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君（登壇） 3点ほど質問がございました。私のほうからご答弁を申し上げたいと思います。

まず、1点目の今人事院勧告における政治的圧力があつたのでないかということでございまして、今回の人事院勧告につきましては極めて異例でございまして、6月段階で当時自民党政権でございすけれども、議員立法で削減をしようとした経過がございました。それでは人事院勧告制度を完全に壊してしまうものだというので、人事院がやむなく6月に臨時の調査を行いまして、6月については内数として0.2カ月凍結という方向を出しまして、その後8月に入ってからですか、本調査を行いまして、今回の勧告になったというふうに聞いてございます。その辺の関係については、政治的圧力云々につきましては何とも地方としてはコメントのしようがないところでございますけれども、あくまでも人事院勧告は労働三権、特に土田議員が言われましたとおり争議権、それから団体交渉権の一部が制限されていると。その代償措置としてできた人事院制度でございすので、我々としてはあくまでも人事院勧告を尊重しながら、そのとおりやっていきたいというふうに考えております。

それから、事務次官通達の中で地方のことは地方に任せるといような話がございました。今の民主党政権の中では、地域主権をマニフェストにうたってございまして、今後交付税、または補助金、これらの扱いが大きな方向性としては一括交付金として地方の自由裁量で任せようという考えにはなってきたでございます。ただ、地方の特に北海道の現状を申し上げますと、地方は地方と言われましても、この近隣を見てもわかるとおり、なかなか人事院勧告があるからある程度給与が保障されてございまして、実際にはそれ以上に財政力に応じて削減しているという厳しい状況にございすので、ある程度人事院勧告制度というのは尊重されて続けていかないと地方は大変なことになるのではないかなというふう

に考えているところでございます。

それから、地域経済の影響でございます。確かに今回の削減で市立病院、それから市役所含めると1億1,700万ほどの削減額になりまして、地方に、地域に与える影響もかなり大きいものだというふうには考えてございます。どこか一部の地方では人勧を実施しなかったところもあるというふうには話聞いてございますけれども、今の地方交付制度の中では交付税の算定において3年前の給料と比較して算定されるというような状況にもなっております。それから、行革効果、これについても交付税の中の算定に入ってきていると。それと、もう一つ、特別交付税、これにつきましては特別交付制度というのは非常に難しく、中身がわからないのですけれども、項目としては人事院勧告を完全に実施したかどうか項目の中に入ってきてございます。新聞報道では東川町ではその分落ちるといような報道もされてございましたけれども、結局交付税なり、特別交付税に影響が出てくるとその影響というのは回り回しまして市民の負担にもはね返ってくるというような状況もございまして、これらにつきましてはあくまでも今の現行制度の中で人事院については必ずしも下がるばかりではございませんので、労働三権の代償措置でございます。それについては、尊重しながらやっていかなければならないというふうにはございます。

ただ、言われるとおりこの今日的な不況につきましては、市町村というよりも世界的な、または国政レベルの影響が大きいわけございまして、特に日本の場合には特に円高が加速しているのとデフレ基調になっているということで需要が不足、供給過多というわけですか、いうことで物が売れない、物が売れないから民間の給料が下がる、民間の給料が下がることによって税収が落ちる、それが地方交付税に影響してくるという極めてデフレスパイラルに近いような状況になってきている傾向があるというふうには言われておりますので、国のほうのどちらかという経済対策の中で何とか日本の不況を脱出するような金融緩和政策をとっていただけたらもう少し地方のほうは少し元気が出てくるのではないかと。なかなか市町村の段階でこの大きな経済の流れの中で対応するには非常に難しいのではないかなというふうには考えているところでございます。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 ただいま答弁がありましたように、私どもこれまでは人事院勧告を完全実施せい、あるいは尊重すれということも主張した立場でありますけれども、今部長から答弁ありましたように今回の人事院勧告というのはちょっと今までと今説明ありました違う中身なのです。ですから、現総務大臣もそのことを認めざるを得ないという状況で国会でも答弁もされているわけなので、人事院勧告は私も非常に大事なことだと思う、人事院は大事なことだと思うし、完全に内閣から独立して、そういう立場で先ほど申しましたようにこの国家公務員の労働条件の改善を決定する機関なのです。それは、部長言われた団体交渉権や争議権が制約されているから、それで改善することを勧告する機関としてできたものであって、特に今回私が問題にするのは職員給与まで踏み込んで出ているので

す、この場合。その結果、今部長の説明ありました砂川市内では1億数千万の影響が出てくるというようなこともありますし、砂川市の場合も行政改革、菊谷市長のもとでしっかりやられて、職員の数も相当減らされて、大変な中で職員の皆さんが頑張っておられるし、地域の経済もご答弁ありましたように大変な状況にあるとき、個々の職員の給与まで踏み込んで削減する必要があるのかどうなのかということをお私は非常に疑問があります。特に今回の私にはやっぱり認められないのは、政治的圧力があって、人事院に対して、部長から答弁ありましたようなことがあって今度の勧告が異例に6月と8月とというような、8月に正式な勧告というものが出されましたけれども、そういうことがされたということ是非常に人事院そのものの存在を否定しかねない中身になるということになるというふうに考えています。したがって、ここは市長の政治的決断しかないわけなのですけれども、先ほどは東川町の話がされましたが、これからほかの自治体でもいろいろ議論がされるところもあると思うのですけれども、やはり自治体の現状を踏まえて、やっぱりその地域の経済状況を踏まえてどうするのかと。特に今地域では非常に購買力が低下して、商店の売り上げも落ち込んだり大変な中ですから、私としてはこの地域経済を守る上では市長の政治的判断で、先ほど申し上げましたように市の職員の皆さんにも給与は引き下げないけれども、そのかわりできるだけ市内で買い物をしていただいて、消費活動を活発に地域経済の回復に少しでも、あるいは活性化に少しでも役立つように努力をしていただきたいというようなことも踏まえて政治的な判断を下していくことが今新しい政権が生まれた中でこの発想の転換が必要でないかというふうに考えますが、そういうことは全くお考えないのか、お考えないのかどうなのか。私も政治、人事院勧告がきちっとした形で出されたのであればこんなような質問はしないわけですが、今回の人事院勧告はこれまでと違って極めて異常な中に出されて、政権が変わって、現総務大臣もそのことを認めざるを得ない状況だということは極めて異常な事態だというふうに考えますので、そのあたり再度お伺いしておきたいと思っておりますので、お願いいたします。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君 私のほうからちょっとご答弁をさせていただきますけれども、いわゆる人事院勧告制度というのはもともとは公務員をある程度政治的中立性、守るためにできた制度であって、この制度をみずから実施しないで放棄するということは、非常にそのいいときだけ人事院勧告制度にのっかって自分たちの身分は保障してもらおう、けれども都合悪くなったら実施しないと、こういうことになると制度自体をみずから壊していくという状況になりかねません。あくまでもこれは官民、確かに途中6月の経過は前の政権とはいえ議員立法で強引にやろうとしたという経過はございますけれども、最終的に出た勧告につきましては正確に官民較差を反映して出された勧告というふうに認識をしております。6月、内数でしたけれども、12月にその分0.35カ月一遍にくるとまた多大な影響も市町村に及ぼすということも配慮されたというふうに聞いてございます。い

ずれにしましても、砂川市としましては人事院勧告を尊重しながら、これは我々の身分も守る制度であるという認識のもとに人勧を尊重していきたいと考えておりますので、ご理解を願いたいというふうに思います。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 私も人事院勧告はだめだと言っているわけではなくて、先ほどから言っていますように人事院勧告は尊重しなければならぬと。しかし、今回の人事院勧告は中身が違ふと。それで、現新政権の総務大臣もそういうことがあったというふうに認めているのです。ですから、そのところ私言っているので、人事院勧告全部だめだと、冒頭言いましたように人事院も大事なことだし、人事院勧告も必要なことですし、私たちは人事院勧告の完全実施ということも今までも主張してきたのだけれども、たまたま今回の人事院勧告というのはとんでもないやっぱり政治的圧力のもとでそういうことになったという状況があるものだからきょうは質疑をしているのでありまして、それもいいのだということになればこれは見解が違ふのでありますけれども、やはり当然国家公務員の皆さんの労働条件の改善をきちっと図っていくという点では大事なこの機関でもあるわけですから、完全に内閣から独立して、そしてその仕事をやっていただければ何も言うことはないのですけれども、今回そういう事態ではなくて極めて異常な状況のもとで、さらにまた政権が変わるという状況のもとで、新政権はそういうことを認めた上で国の国家公務員は人事院勧告にしてやるけれども、しかし地方のことは地方で考えなさいと。これまであった事務次官通知も撤回して、見直して、なくしたというのが具体的なことですから、そういう事態のもとで私は質疑をして、少なくともその職員の給与については職員の努力に報いるため据え置くべきでないかというふうに考えますが、全くそんなようなお考えないのか最後にお伺いして終わりたいと思います。

○議長 北谷文夫君 市長。

○市長 菊谷勝利君 (登壇) 今人事院勧告制度についてひとつ総務部長から話あったのでありますけれども、ILOの関係ではこの人事院制度をやめなさいという勧告を政府にしましているわけですけれども、政府は依然としてこの人事院制度を守っておるということです。それと、もう一つは、今お話あったように確かに6月の段階では人事院のあるべき姿に一応政治的圧力があったと。それらを踏まえて、今回の12月の勧告には修正をしながらきちとした勧告制度があったという、いわば官民差がきちと出てやるということで勧告された。もう一つ大事なことは、我々の給料は地公法上で近隣市町村との遜色ないような給与体系をつくりなさいというのが示されております。したがって、この勧告に基づいてしないということになりますと、1つは近隣市町村との均衡を喪失するというようなことになりかねないということでもありますので、基本的に我々は人事院勧告を尊重して給与体系を決めているということでございます。したがって、今回の場合も近隣市町村の状況を見ますと、新聞でもご承知のように臨時議会を開いて、勧告に基づいて給与

体系を改正をしているという立場からすると、我々も地公法に基づいた考え方を基礎にして人事院勧告を守るということでやっているわけでありまして、これは今回だけでなく常に今まで長い間の慣例、労使の慣行の中で人事院勧告をお互いに尊重しようと、これが組合と理事者の双方の慣習、いわば約束事になっておりますので、今回もそれに基づいて組合員の労働組合とのご理解いただいて勧告のとおり守っているということです。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) 私も何点かなのですけれども、今市長お話しのとおり組合と話し合いがついているのであれば私はそれはそれで、だれも下げてもらいたくないのはもちろんだし、議員の関係も同じなのですけれども、ただ、今全体的に影響額としての1億1,700万円というお話は聞いたのですが、正直言って条例なかなか読み込んでいくの難しいものですから、できればもう少しわかりやすく、市民の皆さん聞いてもこんなに下がってしまったのかとかというふうな具体的にちょっとお話ししてもらえればなというふうには思うのですけれども、それとあと全体的に1億1,700万というのではなくて、もう少し例えば病院関係、あるいは議員の関係、特別職の関係とかという細かいものがあればお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君 (登壇) 先ほどは議案第3号の関係でしたので、3号の関係分しか影響額は申し上げませんでした。まず、市議会議員の関係でございますけれども、総体の影響額につきましては183万4,595円の削減となるものでございます。続きまして、議案第2号関係、特別職でございますけれども、69万8,637円の削減となるものでございます。続きまして、議案第3号関係でございます。市役所、これはすべてでございますけれども、市役所関係の影響額については2,858万6,040円、それから病院会計でございますけれども、8,890万1,307円の影響額となるものでございます。

○議長 北谷文夫君 一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員 (登壇) 私議案第3号の関係でお伺いしたいというふうに思っております。

先ほど来質疑もあったわけでありましてけれども、私実は6月の手当の引き下げのときにも同様の質疑をさせていただいているわけでありましてけれども、今回のいわゆる一部改正についても人事院の勧告ということで、みずから進んでといいますか、そういったような形で行われるものではないのだろうなというふうにごお心を察するわけではあります。しかしながら、その6月分の手当の削減のときにも私ちょっと指摘させていただいたのは、今回のこのいわゆる公務員の給与の削減というのは、いわゆる民間の給与レベルが下がってきた、あるいはその手当のレベルが下がってきている、景気が低迷している、そんな背

景からそれを一定程度補正するという意味もあって、この公務員の手当も引き下げるのだというような趣旨のものであるというふうに私は理解していたのだけれども、そのときに指摘させていただいたのは、民間に先だっていわゆる公務員のほうが先に手当を削減するというこの性格から、公務員が下がったのだから民間も下げるのだといういわゆる便乗的な値上げ、ごめんなさい、引き下げが行われて、さらにこの景気が悪くなるのではないかなというような、私はそういった危惧をして質疑をさせていただいた経過があるのですけれども、ここでちょっとお伺いしておきたいのは、今回のこの一部改正で地域経済に及ぼす影響ということでちょっとお伺いしたいのは、私はこのことによってさらなるデフレスパイラル、こういったものに陥っていくのではないかな、加速されるのではないかな、こういうことを危惧しているのですけれども、その考え方についてちょっとお伺いしておきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君（登壇） 地域経済に及ぼす影響ということで、先ほどもちょっと申し上げたのですけれども、いわゆるアメリカ発の経済不況なのですけれども、現実的には日本が一番ひどいことになっていると。それは、1つは、これはちょっと経済政策的な問題になって地方とは余り、最終的には地方交付税の税収落ちますので、地方に影響来るのですけれども、世界的レベルなものですから、いわゆる円高で日本の基幹産業である輸出、特に自動車なり、電気、これがすごい影響を受けて、その結果リストラなり、賃金の抑制が行われていると。その賃金の抑制されているのですけれども、国内需要が非常に、要するに供給過多で需要が非常に減っているために物価が下がってくると。物価が下がることによって製品単価が落ちるものですから企業の収益が減って、それがさらに企業の労働者の給料の削減につながる。民間の労働者の給料が下がると、公務員の給料も連動して下がると。下がることによって購買力がまた落ちていくというような形で、日本だけデフレ傾向にあるものですから、円高とデフレが一緒にあわさってしまって、日本の経済が今非常に危機的な状況になってございまして、何とか日銀なり、財務省のほうで金融政策で介入していかないと、本当にデフレスパイラルになってしまうと地方、日本を含めて地方もっとひどいことになってくるだろうと言われてございまして、国税が落ちますので、46兆円の国のいわゆる概算要求の中では税収見込み46兆円って見込んでございましたけれども、現実的には今37兆円ぐらいまで落ち込むだろうというふうに言われてございまして、砂川市だけの問題ではなくて、国レベルで対策をとっていただかないとなかなかもっと疲弊してひどいことになってくるだろうということで、地方にもどんどんもっと購買力が落ちて悪い方向にいくだろうというふうに考えているところでございまして、これは、国の今の現状をお話しさせていただきました。

○議長 北谷文夫君 一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員 わかりました。いわゆるちょっとなかなかお答えにくいのだろうなというふうに思うものですからあれなのですけれども、部長がおっしゃるようにやはり国全体という部分で考えると、なかなかやっぱり砂川市のこういった小さな、全体的から見ると小さな自治体だけでその全国の景気を左右するというにはなかなかないだろうというふうに私もやっぱりそこは思うのですけれども、やはり私実は6月の引き下げのときの分のときにもそういった傾向にあるのではないかということを行ったのだけれども、そのときも部長の答弁だったと思うのだけれども、民間が下がるから公務員も下げると同じご答弁をいただいていたのですけれども、結果的に公務員のほうが民間より先に下げるものだから、公務員が下がったのだから民間も下げようやというような悪循環みたいなものというのがあったという全国的な傾向としては伺っているのです。ですから、一自治体だけとしてはこれは大変なことなのだと思うのだけれども、少なくとも全国的な見方というのではなく、やはり人事院勧告の関係は尊重しなければならないのもわかりますし、私もその立場ではあります。しかし、この砂川市のこういった旧産炭地を抱えたこういう地域ということのこのことを考えたら、全国一緒には僕はなっていないかなというふうに思うのです。そういったことを考えると、やはりそういった悪循環、いわゆるデフレスパイラルに陥るそういったことにブレーキをかけるということ難しいかもしれませんが、もう少し考える余地はあるのではないかなというふうに私は思うものですから、見解の相違というのもありますので、これ以上深くはお伺いしませんが、私はそういうような印象を6月を振り返ってみて思っているのですけれども、これ以上ちょっと聞いてもどうもならないと思うので、もし何かあればあれなのですけれども、なければそのまま結構ですけれども。

○議長 北谷文夫君 市長。

○市長 菊谷勝利君 (登壇) 今一ノ瀬議員さんの質疑と、それからご心配されて質疑されているわけですが、土田議員さんのご質疑と大体同じような中身であると思うのです。人事院勧告制度そのものはそういうものではなくて、いわば民間との格差がどう公務員とあるのかということによって勧告されるというのが人事院制度であります。ただ、先ほど土田議員さんおっしゃったように6月のいわば中身というのは、政治的な要素を含めて勧告したらどうですかというような含めたことによってされたことはいかがか、いかんではないかということをおっしゃっておりまして、私どもも基本的にそのとおりだと。したがって、公務員の給料を先に引き下げをして、民間の給与を公務員に準じて引き下げるとするのはそうではないのでありまして、制度はあくまでも民間と、いわば争議権なり3つの権能が労働権からとられているわけでありまして、それをするために人事院制度があって、あなたたちはストライキや争議権はないのですよと、したがって国がそれにかわって民間との給与の格差はどうあるべきかを調べて、それに基づいて勧告するよという

のがこのもとの考え方でありますから、先ほど土田議員さんおっしゃったようにそれをてんまつで政治的な外圧によって決めるものではないのではないかとすることはそのとおりでありますし、またそのことによって民間の給与も引き下げをされるということになりかねないから、それはいかがかということはそのとおりだと思うのです。したがって、今回の12月の勧告は、伺っての勧告は決してそうではなくて、例えば民間のそういうものとの比較でこうなりますよということですので。ただ、景気がこんな状況でありますから、さらに一層消費経済が落ちるのでないかという心配はするわけでありますけれども、しかし国民は総体的に民間との差があればこれは引き下げをなさいということは大方のご意見だと思うのでありまして、我々は人事院勧告に基づいて、それに組合との合意の中で人事院を完全実施をしているということでございますので、ご理解をいただきたいと思いません。

○議長 北谷文夫君 一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員 ご答弁いただきましてありがとうございます。もうこれ以上私何も言いません。1つ私本当に心配しているのは、市長が今おっしゃられた民間のこういった給与水準なりのレベルというのをかんがみて、きちっとこの人事院のほうで調査なり、そういったことをして勧告を出すのだという、それが本来の流れで、もっともなのです。もっともなのだけれども、裏ではそういったようなことをまたさらに民間に反映させていくというこの便乗的なものというのが存在するのがこれ全国的なものであるのです、確実に。ですから、私はそういうことがもしないのであれば、民間のレベルに合わせて人事院の勧告というのはこれは本来の筋ですからいいと思うのだけれども、その裏でさらなる民間での引き下げということになるものですから、もうどんどん、どんどんこの水準が下がっていくという、こういったこともあると思うので、あるというふうに私は聞いていますし、ある方の統計によると何かそういうふうになっているみたいなことも一部に聞かされているので、そういうことを心配しているの質疑でしたことをご理解いただきたいというふうに思っています。

それでは、終わります。以上です。

○議長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで各議案に対する質疑を終わります。

続いて、議案第3号の討論に入ります。

討論ありませんか。

ただいま挙手された方の中で原案に反対の討論を行う方はもう一度挙手を願います。

〔挙手する者あり〕

土田政己議員。

○土田政己議員 (登壇) 議案第3号 砂川市職員給与条例等の一部を改正する条例の

制定について反対の立場で討論いたします。

議員や特別職は期末手当の削減でありますけれども、職員の場合は生活給である給与と期末手当の削減であり、その影響は極めて大きいと考えられます。質疑でも述べましたように、今回の人事院勧告は前政権の政治的圧力のもとで出された勧告であり、新政権は地方自治体に押しつけないと言っております。今日本の経済は、先ほどからお話ありますようにデフレに落ち込む危険があり、地域の経済は極めて深刻な状況にあります。こうした状況のもとで市職員の給与及び期末手当の削減は、民間労働者の賃下げを招き、消費を低迷させ、景気を一層悪化、景気の一層の悪化とさらなる賃下げの悪循環を繰り返すだけあります。今大切なことは、不況、賃下げ、生活苦、消費の落ち込みという悪循環、負の連鎖を断ち切るべきであり、思い切った発想の転換が必要であります。職員皆さんの日常の努力を評価し、その努力に報いながら職員の皆さんがさらなる市民サービスの向上と地域経済の活性、活性化のために努力されるよう大きな期待を込めるときに本条例の制定に賛成することはできません。議員の皆さんの賢明なご判断をお願いして、反対討論といたします。

○議長 北谷文夫君 尾崎静夫議員。

○尾崎静夫議員（登壇） 議案第3号に賛成の討論をいたします。

反対討論の趣旨には理解できる部分もありますが、従来より給与、勤務等に関する改正には唯一のよりどころとして人事院勧告を尊重してきています。今回は、官民較差を是正する勧告に沿って減額されるわけですが、職員の皆様には現状をご判断をいただき、ご理解を願いたいと考え、賛成討論といたします。

○議長 北谷文夫君 これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第1号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長 北谷文夫君 以上で日程のすべてを終了いたしました。

これで平成21年第5回砂川市議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時59分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成21年11月30日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員